

現行サービスの新制度における位置付けと変更点・移行に向けた課題について

現 行					新制度						
	施設種別等	施設数 H26	利用している世帯	対象児童年齢	利用人数 (25.4現在)	給付種別	施設種別等	制度の要件	課題		
認可施設	認可保育園(分園含)				区外施設利用者	58	教育・保育施設 (施設型給付)	認可保育園	○都認可	○保育士人員配置の変更 3歳児 20:1→15:1 ○幼稚園も応諾義務が課せられるため、定員を超えた場合、やむを得ない事情がある場合を除き、入園児を選考できない。	
	区立保育園	24	共働き世帯	0~5歳児	2,196	区立保育園					
	私立保育園	17			1,295	私立保育園					
	幼稚園				区外施設利用者	616		幼稚園	○保育園、幼稚園ともに、保育料は応能負担(住民税基準)		
	区立幼稚園	2	少なくとも父母の一方が 短時間就労又は未就労	3~5歳児	135	区立幼稚園		○利用希望者は、事前に、受給資格の認定を受ける必要がある。			
	私立幼稚園	22			2,116	私立幼稚園		○個人立の幼稚園は、27年度のみ新制度へ移行できる。 (後から移行することはできない。)			
	認定こども園							認定こども園			
	幼保連携型	(1)	保育園機能	0~5歳児	105	幼保連携型					
			幼稚園機能	3~5歳児	37						
	幼稚園型	(1)	保育施設(認可外)機能	0~5歳児	40	幼稚園型					
幼稚園機能			3~5歳児	97							
						私立幼稚園	○現行の私学助成のまま運営				
認可外施設	家庭的保育事業						地域型保育事業	家庭的保育事業(家庭福祉員)	○区が認可 ○保育定員 家庭的保育事業 5人以下 小規模保育事業 6人以上19人以下 (C型は10人以下)	○3歳児以降の受け皿として連携施設(※2)を設定する必要がある。 ○自園調理による給食の提供(※1)	
	家庭福祉員	11	共働き世帯	0~2歳児	31	小規模保育事業(A型) 従事者は保育士					
	グループ型家庭的保育	4			13	小規模保育事業(B型) 従事者の1/2以上が保育士					
	認証保育所							小規模保育事業(C型) 保育士以外で可	○主に0~2歳児対象 事業所内保育所は条件により 3歳以上も可		
	A型 定員20人以上	15	主に共働き世帯	主に0~2歳児	386	事業所内保育所(新規) 所在地域枠の設定		○区が認可			
	B型 定員20人以上	3			49	居宅訪問型保育事業(新規) (認可を受けるベビーシッター)					
	B型 定員19人以下	1			11						
	事業所内保育所	5	共働き世帯(親が事業者 内で働いている)	0~5歳児	—	認証保育所		当面は東京都の制度として継続の予定 定数及び保育士の割合により、認可保育所又は小規模保育への移行を検討			
	ベビーホテル	7		0~学童あり	—	ベビーホテル					
	幼稚園類似施設	1		3~5歳児	70	ベビーシッター					
ベビーシッター			—	—	幼稚園類似施設						

※1 自園調理	給食: 自園調理が基本。連携施設又は同一・系列法人が運営する他の施設からの搬入も可。(平成31年度末までの経過措置あり) 設備: 調理設備が基本、通常のキッチン設備を基に定員に応じた設備内容を求める。 職員: 調理員の配置が基本、家庭的保育事業で保育を受ける子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が調理業務を行うことも可
※2 連携施設	・地域型保育事業については、対象児童が0~2歳児に限定されていることや施設規模などから、保育内容支援及び卒園後(3歳児~)の受け皿を担う連携施設を設定する必要があり、その担い手は幼稚園、保育園及び認定こども園とされている。(平成31年度末までの経過措置あり) ・卒園後(3歳児~)の受け皿としての連携施設の設定については、全区的な保育定員に影響を及ぼすことから、区が調整を行う必要がある。